安全衛生管理基本方針

令 和 7 年 4 月 1 日
日本原子力研究開発機構
理　　事　　長

安全衛生管理に係る活動に当たっては、令和６年度の事故・トラブル等に係る安全管理の状況から得られた教訓や原子力に対する期待が高まっている現状を認識し、社会からの信頼につながるよう法令等遵守を徹底し、安全文化の育成、維持及び安全意識の向上に努めるとともに、安全確保の徹底と継続的な改善に取り組む。

さらに、事故・トラブルを防止するため、高齢化社会であることを踏まえた安全活動を展開する。そのうえで、過去の教訓からの学びを忘れることなく、各種安全活動の背景と目的を理解し、安全確保を最優先に潜在するリスクや問題を洗い直し、改善活動を継続して展開し、一人ひとりが自分の役割と責任を自覚して自らの目標を定め、その達成を強く意識し行動しなければならない。これら決意の下に、安全衛生管理規程に基づき活動方針を以下のとおり定める。

〇安全確保を最優先とする。

〇法令及びルール（自ら決めたことや社会との約束）を守る。

〇情報共有及び相互理解に、不断に取り組む。

〇健康管理の充実と労働衛生活動に積極的に取り組む。

以　上

「安全衛生管理基本方針」の解説

令 和 7 年 4 月 1 日
日本原子力研究開発機構
理　　事　　長

機構の安全衛生管理に関する取組の方向付けを示し、拠点等の活動の計画に掲げる際に考慮すべき事項を以下のとおり解説する。また、法令等遵守や安全文化の育成、維持の観点も含め、拠点の実情に応じた取組を行う。

(1)安全確保を最優先とする。

- 上級管理者（所長、部長）による安全確保への取組を強化（安全意識の表明と率先垂範、課題の把握と処置に係る方針決定及び処置状況確認・指導、力量管理の徹底）する。
- 現場を重視（三現主義）し、現場力（現場が自らの意思で進化しようとする力）の強化のための課長クラスを中心としたミドルアップダウン活動を推進する。
- 初心者、ベテランを問わず全ての従業員※一人ひとりが基本に立ち戻って、リスクに対する感受性を高め、リスクの低減と不安全行為の撲滅を目指した保安活動を推進する。
- 全ての従業員※が、高度な注意義務を負っていることを自覚し、リスク発生時の対策をあらかじめ想定することによる先手のリスクマネジメントにより、影響の最小化及び対応の迅速化を図る。
- 安全確保を最優先に資源を重点的に投入する。

(2)法令及びルール（自ら決めたことや社会との約束）を守る。

- 自らの業務に関連する法令及びルールを把握し、規律ある職場づくりを推進する。
- 規則、要領（マニュアル）等について、関連する法令等への適合性の確保、実行性の確認及び必要な改善を行う。
- コンプライアンス意識向上のための教育を徹底する。

(3)情報共有及び相互理解に、不断に取り組む。

- 経営層、上級管理者（所長、部長）等と現場の課題等の情報共有及び相互理解を推進する。
- 仲間を尊重し、風通しの良い職場環境をつくる。
- 速やかな「報告、連絡、相談」（普段と違う状況、課題、改善事項等）を徹底する。
- 請負企業との協働による保安活動に取り組む。

(4)健康管理の充実と労働衛生活動に積極的に取り組む。

- 心身両面にわたる健康管理を推進する。
- 過重労働による健康障害の防止対策を徹底する。
- 「快適職場づくり」を目指した活動を推進する。

※：全ての従業員とは、機構と雇用関係にある者及び年間請負契約等に基づき機構の業務に従事する者をいう。

以 上